

を除くの外、謹んで具して奏聞す。

右、謹んで奏聞す

天順七年（一四六三）八月初四日 琉球国中山王臣尚徳

一^⑤号、長史梁寶^⑥を差^{つか}わし、使者崇嘉山・魏古・闍班那^⑦、都通事蔡齊^⑧、存留通事梁応^⑨と^{とも}に、杜古麻沙里勝字号船に坐して謝恩せしむ

二号、使者読詩^⑩・鄔普仕古・尤那須を差わし、通事金鏘^⑪、存留通事李栄^⑫と^{とも}に、徳字号に坐して同行せしむ

注 (1) 詔書 (〇一一四)。

(2) 勅諭 (〇一一五)。頒賜の目録は(〇一一六)。

(3) 王察都 『明実録』景泰二年(一四五二)正月乙卯・二月壬辰、天順五年二月庚寅の各条に入朝の記事がある。

(4) 礼部に移咨 (一七一四)。

(5) 一号 これ以下の記述は琉球側の覚書きであろう。

(6) 梁寶 久米村呉江梁氏(家譜(二)七五四頁)。

(7) 闍班那 『明実録』正統十三年(一四四八)正月壬寅の条に入朝の記事がある。

(8) 蔡齊 久米村蔡氏三世(儀間家)(家譜(二)二四九頁)。

(9) 存留通事 進貢使に随行し中国に渡り、上京せず福州に滞在して業務に従事する通事。その多くは、滞在中に国用に役立つ学術・技艺を習得して帰国した。

(10) 読詩 『明実録』成化四年(一四六八)十月甲辰の条に入朝の記事がある。

(11) 金鏘 一四三二―一八七年。久米村金氏(具志堅家)二世(家譜(二)五五頁)。

(12) 李栄 『明実録』成化十三年三月壬申、十五年三月甲戌の各条に入朝の記事がある。

1-12-19

国王尚徳の、附搭の物貨に対し銅銭の給与を請い、進貢する奏

(一四六五、八、一五)

琉球国中山王臣尚徳、謹んで奏す。乞恩の事の為にす。

切に照らすに、本国は太祖高皇帝の開基より以来、屢々職貢を修むるに、皆聖恩を蒙り、附搭の物貨を將て照数して估値^①し、永楽通宝並びに歴代の銅銭を給与せらるれば、回国して流通使用し、方物を収買するに甚だ便なり。前に王府失火するに因り、銅銭・貨物は俱に焼毀を被り、行使に堪えずして国用匱乏^②す。近年以来、附搭の物貨は只だ絹匹等の貨のみを給せられて回^{かえ}り至れば、本国、銭の下年の方物を収買するを欠く。本国は只だ硫黄・馬匹を産するのみにして、其の余の物貨は諸番に出ずるに縁^より、方物を収買す。惟だ是れ銅銭流通すれば、便益なり。節次^③に具本して奏乞するも未だ恩賜を蒙らず。此の為に、特に正議大夫程鵬^④・長史梁寶等の官を遣わし、勝字等号海船二隻を駕し、表文一通を齎捧し、及び硫黄四万斤・馬三十四・象牙一百六十斤・檀香二百斤・束香二百五十斤・胡椒三百五十斤を装載し、京に赴き進貢せしむ。今、

臣恭しく惟^まうに、皇上の宝位に嗣登するや、仁恩は廣大にして万邦に普及し、臣の小国を待するに赤子を撫するが若し。如し准奏を蒙らば、乞う、該部に勅し、永^⑦業及び宣徳三年（一四二八）の事例を参照して、附搭の物貨を將て銅錢を給与し、回国して流通せしめんことを。国用乏しからずして、職貢常有るを得るに庶^ちからん。臣感激の至りに勝^たえず。礼部^⑧に咨して知会するを除くの外、謹んで具して奏聞す。

為の字より起こし外の字に至りて止む。計字三百字、紙一張
右、謹んで奏聞す

成化元年（一四六五）八月十五日 琉球国中山王臣尚徳、謹んで上奏す

注 (1) 估価 評価。

- (2) 王府失火 「世譜」「尚泰久王、附記」に「景泰四年癸酉（一四五三）会尚金福王薨、世子志魯將立、時王弟布里威勢甚盛、：布里大怒、発兵攻撃、志魯亦擁兵拒戦、両軍混殺、滿城火起、府庫焚焼、布里・志魯両傷俱絶」とある火災であろう。このことは『明実録』景泰五年二月己亥の条にも記述がある。
- (3) 近年以来：恩賜を蒙らず 『明実録』天順三年（一四五九）三月甲申の条に、尚泰久が銅錢の給賜を請うたのを却け、絹匹等を給賜した記事がある。

(4) 節次 折々。

(5) 程鵬 『明実録』成化二年閏三月乙亥の条に、この入貢についての記事がある。

- (6) 東香 速香に同じか。
(7) 永業及び宣徳三年の事例 「二六〇七」参照。
(8) 礼部に咨 「一七一一六」。

1-12-20

国王尚円の、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する奏

（一四七二、九、二八）

琉球国中山王臣尚円、謹んで奏す。謝恩の事の為にす。

成化八年（一四七二）七月初四日、欽んで欽差の正使給事中官榮・副使行人韓文及び帯せる官・軍人等、海船一隻に坐駕して国に到るを蒙る。詔書^①・勅諭^②を開読し、冠服・礼物等の件を頒賜し、臣尚円に王爵を封じ、及び王妃に彩幣を賜い、及び先父王尚徳を賜祭す。此れを欽み、欽遵す。俱に已に奉受するの外、所有の欽奉せる詔勅・頒賜は、上年の封王の事例に照依し、番国に留鎮するの外、臣円、固より当に躬親^{みづか}ら闕に詣り、天恩に拝謝すべきも、奈んせん謹んで藩維を守れば、能く遠く離るること莫し。理として合に通行すべし。今、特に王舅武実等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び、金結束金竜紋金靴酒金漆鞘金竜紋腰刀一把・金結束金竜紋紅線扎靶酒金漆鞘腰刀二把・銀結束銀竜紋銀花靶紅漆鞘腰刀二把・銀結束銀竜紋光靶紅漆鞘腰刀二把・鍍金銅結束紅線扎靶螺鈿鞘腰刀一十把・鍍金銅結束沙魚皮靶螺鈿鞘腰刀一十把・鍍金銅結束紅線扎靶紅漆鞘腰刀一十把・鍍金銅結束紅線扎靶黑漆鞘腰